

平成21年（行コ）第261号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲D第31～34号証）

2013（平成25）年1月22日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 福田 寿 男

| 番号 | 文書名 | 作成日 | 作成者 | 立証趣旨等 | 備考 |
|----------------|---------------------------------------|----------|--------------|--|----|
| 甲D 31 の1 | 6都県質問書（抜粋） | H15.9.26 | 6都県 | 6都県が国交省に対し、地すべり対策の必要性等を質問したこと。 | 写し |
| 甲D 31 の2 | 国土交通省関東地方整備局から6都県への回答（抜粋） | H15.10.8 | 国土交通省関東地方整備局 | 総事業費4600億円の八ッ場ダム事業基本計画（第2回変更）では、地すべり対策費用は5.82億円、対策箇所は22か所の地すべり地形のうち3か所、対策工は費用の安い押さえ盛土工が予定されていたこと。 | 写し |
| 甲D 32 | 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（抜粋） | H23.11 | 国土交通省関東地方整備局 | 国土交通省が、八ッ場ダム事業基本計画（第2回変更）で予定されていた地すべり対策では八ッ場ダム建設事業の安全性が確保されえないことを認め、地すべり対策費用を約150億円、対策箇所を合計16か所とし、対策工の内容を強化したこと。 | 写し |
| 甲D 33 | 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討「地すべり等の対策工」 | H23.11 | 国土交通省関東地方整備局 | 八ッ場ダム事業基本計画（第2回変更）で地すべり対策を予定されていた川原畑地区二社平、林地区勝沼について、原審原告が指摘してきたとおり従来の対策では不十分であることを国土交通省が認めていること。 | 写し |
| 甲D 34 | 八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第8回幹事会）議事録 | H23.8.29 | 国土交通省関東地方整備局 | 八ッ場ダム事業基本計画（第2回変更）において予定されている地すべり対策が不十分であるから地すべり対策費用を増額するとの国の説明に対し、流域自治体は「なし崩し的にさらにこれだけ費用が発生する」のは承服できない旨異議をとなえていることから、国の参加により八ッ場ダム事業基本計画（第2回変更）の危険性についてさらに明らかにする必要があること。 | 写し |

以上